

## 福尾裕一郎に対する処分の内容

### 1 処分の内容

令和3年3月25日から同年6月24日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

### 2 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

### 3 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり中部設備に対し、別紙2のとおりライフサポートに対し、法律第8条第1項の規定に基づき、両事業者が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 福尾裕一郎は、登記上の役員ではないものの、中部設備及びライフサポートにおける重要な方針、苦情や解約に関する対応方針を決定する立場にあり、中部設備及びライフサポートが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている。